

設計業務等委託契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この付属条件は、設計業務等委託契約書（以下「委託契約書」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(契約保証金)

第2条 委託契約書別記第4条による契約保証金は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は契約の保証を要しない。

- (1) 一関市財務規則（平成17年9月20日規則第51号以下「規則」という。）第144条の規定により委託契約書の作成を省略できる委託業務
- (2) 業務委託料が500万円未満の委託業務で、受託者が規則第146条第3号の規定に該当するとき

2 委託契約書別記第4条第1項第2号に規定する契約保証金に代わる担保として有価証券をもって代用する場合は、当分の間、規則第4条第2項第1号の有価証券に限るものとする。

(仕様書)

第3条 委託契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築設計業務委託共通仕様書（平成21年版）
- (2) 特記仕様書

2 前項の第1号の仕様書の内容が、第2号の特記仕様書の内容と相いれないときは、特記仕様書とする。

(管理技術者)

第4条 委託契約書別記第15条で定める管理技術者の資格は原則として建築士法に基づく一級建築士とする。

(前払金)

第5条 委託契約書別記第34条第1項の前払金は、業務委託料（履行期間が次年度以降にわたるものについては、当該年度の支払限度額）が500万円以上の場合に支払うものとする。この場合、千円未満は切り捨てるものとする。

(業務委託料の請求)

第6条 委託契約書別添第32条第1項、第34条第1項及び第4項並びに第37条第3項の請求は、市長に請求書を提出して行うものとする。